

香芝市遠隔手話通訳サービス利用規約

1 サービスの提供

(1) サービスの提供日及び提供時間

平日（土・日・祝日・年末年始を除く）の午前10時から午後5時までとします。

(2) 手話通訳者

サービスは、香芝市が直接実施するものとし、専任手話通訳者が対応します。

2 サービスの利用について

(1) サービスの内容

このサービスは、ビデオ通話機能を利用して、ろうの方（※）と手話通訳者が意思疎通を図るものです。

(2) サービスの利用条件

次に掲げるサービスは、提供はできないものとします。

1. 宗教・政治・商用もしくはそれに類する目的のもの
 2. おおむね15分を超えるものや多頻度の利用のもの
 3. 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と香芝市が判断したもの
- これらの状況が続く場合には、利用登録の取消をすることがあります。

3 サービスの利用対象者

サービスを利用できる者は、香芝市内に居住するろうの方とします。

4 サービスの利用登録

サービスを利用しようとする者は、本規約に同意の上、利用申込書を提出し、事前に利用登録をしなければなりません。

5 サービスの利用料

サービスの利用料は無料とします。ただし、利用者のサービス利用に必要なタブレット・スマートフォン等の通信料は、利用者負担となります。

6 サービスに利用するソフトウェア

サービスに利用するソフトウェアは、無料で使用することができる「Skype（スカイプ）」を利用登録するものとし、利用者は自分でそれらが使用できる環境を整えるものとします。

7 その他

このサービスは、次の事情がある場合において、サービスの提供ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 通信状況が悪い場合
2. 専任手話通訳者が外勤中や応対中の場合
3. 自然災害等、その他不可抗力によりサービスの提供ができない事情が生じた場合

※ ろうの方…聴覚に障がいのある方のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営んでいる方。